
令和5年 第122回（定例）新温泉町議会会議録（第6日）

令和5年3月23日（木曜日）

議事日程（第6号）

令和5年3月23日 午後1時30分開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第52号 町道二日市古市線新市橋上部工修繕工事請負変更契約の締結について
- 日程第3 議案第53号 公の施設に係る指定管理者の指定について（牧場公園第1ペアリフト）
- 日程第4 議案第42号 令和5年度新温泉町一般会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第5 議案第43号 令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第6 議案第44号 令和5年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第7 議案第45号 令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第8 議案第46号 令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第9 議案第47号 令和5年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第10 議案第48号 令和5年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第11 議案第49号 令和5年度新温泉町水道事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第12 議案第50号 令和5年度新温泉町下水道事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第13 議案第51号 令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第14 請願第1号 新温泉町立浜坂認定こども園の早期新築整備を望む請願書について（民生教育常任委員長報告）
- 日程第15 請願第3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願書について（総務産建常任委員長報告）
- 日程第16 意見書案第1号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出に

ついて

日程第17 議員派遣について

日程第18 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

本日の会議に付した事件

日程第1 諸報告

日程第2 議案第52号 町道二日市古市線新市橋上部工修繕工事請負変更契約の締結について

日程第3 議案第53号 公の施設に係る指定管理者の指定について（牧場公園第1ペアリフト）

日程第4 議案第42号 令和5年度新温泉町一般会計予算について（予算特別委員長報告）

日程第5 議案第43号 令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）

日程第6 議案第44号 令和5年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について（予算特別委員長報告）

日程第7 議案第45号 令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）

日程第8 議案第46号 令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）

日程第9 議案第47号 令和5年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）

日程第10 議案第48号 令和5年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について（予算特別委員長報告）

日程第11 議案第49号 令和5年度新温泉町水道事業会計予算について（予算特別委員長報告）

日程第12 議案第50号 令和5年度新温泉町下水道事業会計予算について（予算特別委員長報告）

日程第13 議案第51号 令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について（予算特別委員長報告）

日程第14 請願第1号 新温泉町立浜坂認定こども園の早期新築整備を望む請願書について（民生教育常任委員長報告）

追加日程第1 発議第3号 浜坂地域の町立認定こども園の整備に対する決議について

日程第15 請願第3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願書について（総務産建常任委員長報告）

日程第16 意見書案第1号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出に

ついて

日程第17 議員派遣について

日程第18 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

出席議員（16名）

1番	中村	茂君	2番	西村	龍平君
3番	岡坂	遼太君	4番	澤田	俊之君
5番	米田	雅代君	6番	森田	善幸君
7番	浜田	直子君	8番	河越	忠志君
9番	重本	静男君	10番	竹内	敬一郎君
11番	岩本	修作君	12番	池田	宜広君
13番	中井	勝君	14番	中井	次郎君
15番	小林	俊之君	16番	宮本	泰男君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 島木正和君 書記 小林正則君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西村銀三君	副町長	西村徹君
教育長	西村松代君	温泉総合支所長	西澤要君
牧場公園園長	小野量就君	総務課長	中井勇人君
企画課長	水田賢治君	税務課長	中村裕君
町民安全課長	小谷豊君	健康福祉課長	朝野繁君
商工観光課長	福井崇弘君	農林水産課長	原憲一君
建設課長	松井豊茂君	上下水道課長	井上陽一君
浜坂病院事務長	宇野喜代美君	介護老人保健施設ささゆり事務長	山本幸治君
会計管理者	山本輝之君	こども教育課長	中島昌彦君
生涯教育課長	谷渕朝子君	調整担当	森田忠浩君
代表監査委員	島田信夫君		

午後1時32分開議

○議長（宮本 泰男君） 皆さん、こんにちは。第122回新温泉町議会定例会6日目の

会議を開催するに当たり、議員各位には御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日は、事件案及び予算特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました令和5年度一般会計、特別会計及び公営企業会計予算を中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、第122回新温泉町議会定例会6日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 諸報告

○議長（宮本 泰男君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る3月14日の会議以来、それぞれの会議に出席しておりますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、休会中の所管事務調査として、各常任委員会が開催されていますので、それぞれ委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務産建常任委員会が3月17日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

竹内委員長。

○総務産建常任委員会委員長（竹内敬一郎君） 総務産建常任委員会の報告をいたします。

3月17日開催、建設課、商工観光課の所管事務調査を行いました。

建設課は協議事項1件です。町道二日市古市線新市橋上部工修繕工事請負変更契約の締結について。内容は、床版上部の修繕工事を行う必要が生じたため工事を追加するものです。当初予定していた床版下部の修繕工事より、今回追加する床版上部の修繕工事を先行するものです。委員会として了承しました。

商工観光課は協議事項1件です。公の施設に係る指定管理者の指定について。牧場公園第1ペアリフトを、町が株式会社湯村温泉愛宕山観光を指定管理者に指定するものです。リフトの寄附受入れは負担行為にならないかとの質疑がありました。今回は負担行為には当たらない。国の確認は取っているとの答弁でした。委員会として了承しました。

以上、総務産建常任委員会の報告といたします。

○議長（宮本 泰男君） 委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。これをもって質疑を終わります。

竹内委員長、ありがとうございました。

日程第 2 議案第 5 2 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 2、議案第 5 2 号、町道二日市古市線新市橋上部工修繕工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、町道二日市古市線新市橋上部工修繕工事の請負変更契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） それでは、議案第 5 2 号、町道二日市古市線新市橋上部工修繕工事請負変更契約の締結について説明をさせていただきます。

本契約案件につきましては、昨年 11 月臨時会で工事請負契約の締結について議決をいただきましたが、工事着手後、変更契約を行う必要が生じたので、御説明申し上げ、議決を求めるものでございます。

それでは、審議資料の 283 ページをお開きください。このたび御提案申し上げる変更契約の内容でございます。

まず、1 の変更理由でございます。別途施工予定の床版上部の舗装、高欄取替え等修繕工事に伴う取壊しで発生する振動により、床版下部の修繕箇所に影響が及ぶことが判明したため、契約済みの工事に先行して床版上部の修繕工事を行う必要が生じたことから、対象となる工事を追加する。

この内容につきまして、順を追って説明をさせていただきます。新市橋の修繕工事は、兵庫県が管理しております岸田川の河川断面内での工事となるため、通常県が工事を許可する 11 月 1 日から 5 月末までの非出水期に施工できるよう一日でも早く着手するために、昨年 11 月の臨時会に御提案申し上げ、議決をいただいたものでございます。

新市橋は、現在工事着手しております床版、橋桁、支承の部分以外にも、舗装、高欄、伸縮装置といった主に床版の上の部分についても修繕を必要とする状態にありました。令和 4 年度の当初予算を組んだ時点では、それらの部分も含めて橋梁全体の修繕工事を行う予定としておりましたが、その後、新型コロナ、それから、ロシア・ウクライナ紛争の影響によると考えられる資材価格の高騰もあり、昨年 10 月の工事を発注する時点で予算に不足が生じていたため、床版上部の修繕は予算が確保できてから別途発注することとし、河川断面に影響する床版の下側部分の工事を先に発注をしました。未発注部分の工事予算を確保するため、国に対して補正予算を要望していたところ、12 月に補正予算がついております。一方、発注済みの工事現場では、1 月末に足場が出来上がり、

橋梁の状態を確認したところ、橋梁全体がかなり揺れやすく振動が伝わりやすい状態であることが分かりました。床版の下側の工事が終わった後に施工する予定にしておりました床版上部の工事は、既存の舗装、高欄、伸縮装置等をブレーカーで取り壊す作業があり、橋梁へ直接大きな振動が加わることとなるため、床版下側の修繕工事を先に行った場合、修繕済みの箇所に影響が及び、最悪の場合、破損して手戻りとなることが懸念されることから、床版上部の工事を先に行う必要が生じております。

また、高欄及び伸縮装置の修繕作業には足場が必要となることから、発注済みの工事に床版上部の修繕工事を追加し、変更契約することで設置済みの足場をそのまま利用することができるため、作業の効率性、経済性ともに有利となることから、契約済みの工事に床版上部の修繕工事を追加するものでございます。

これを、追加工事を変更契約ではなく別工事として発注し、仮に現契約者以外の者が受注した場合、その者が設置済みの足場を利用する際に業者間でのトラブルや責任問題に及ぶことが懸念されることから、現契約者との変更契約をすることが最善の方法であると考え、御提案を申し上げるものでございます。

次の、2の変更内容ですが、追加工事といたしまして、1、橋面防水・舗装工540平方メートル、2、伸縮装置補修工4か所、3、高欄取替え工183メートル、4、地覆かさ上げ工183メートルとなります。

それでは、審議資料284ページをお開きください。左上の図が新市橋を川の上流側から下流側に向かって横から見た側面図となります。その下が上から見た平面図です。右側の上の図が床版の断面となる上部工断面図で、下の図が橋台及び橋脚の断面図となる下部工断面図でございます。このたび追加する工事につきましては、図の中の工事名の上に括弧書きで追加工事と表示しているものが該当しております。

続いて、3の変更金額でございます。当初請負額が1億228万4,600円、変更額が5,028万8,700円の増で、変更後の請負額は1億5,257万3,300円でございます。

それでは、追加議案書の議案52号のページをお開き願います。議決事項といたしまして、1、契約の目的、町道二日市古市線新市橋上部工修繕工事、2、契約の方法、随意契約、3、契約の金額、5,028万8,700円増。全体額、1億5,257万3,300円、4、契約の相手方、兵庫県美方郡新温泉町芦屋351番地の9、日興建設株式会社、代表取締役、済木昭光です。仮契約につきましては、3月2日に締結をしております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） まず、1つお聞きしたいと思います。審議資料の283ページの変更理由のところ、床版上部の工事によって下部に影響が及ぶことが判明し

たということで、要は分からなかったということがここに述べられています。それと併せて、前段の発注しなかったというところで、予算が足りなかった。その予算が足りなかった予算というのは、国の都合なんですか、それとも本町の都合なんですか。その辺りについてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） まず振動、それから、衝撃が伝わるということが分からなかったのかという点でございますけれども、当初から現地で確認するときに分かったということなんですけれども、それまではそこまでのことではないというふうに判断をしておりましたので、そこまではなかったと理解しておりました。

それから、予算の不足でございますけれども、これにつきましては、国の補助金、町の予算ともに不足が生じておりましたので、国に対しても補正予算を要望し、それから、町の予算も併せて補正予算を要求したということでございます。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 国の補助については一定のルールがあると思うんですけども、その中で、町の予算が足りなかったから補助の要求をされなかったのか、全体としてしたけども、国がなかったから町として補助が受けられない状態の中で執行できないというふうになったのか。そこについては非常に疑問なところがありますので、その経緯についてももう少し詳しく教えていただきたいと思います。

あわせて、そんなほどではないと思ったというところは、これは設計者が関わってこの工事が予定されたと考えています。その中で、以前はこうだけでもこうだから影響するだろうと思ったという、その辺りについて管理者としてどんなふうな責任の所在というか、それを考えておられるのか。要は設計者のほうですね、その辺りについてはどんな、町としてどういった責任を持っていただくような姿勢でおられるのか、そこについてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） まず、予算でございますけれども、令和4年度当初の予算の中では、新市橋についても全体工事を発注できるというふうに踏んでおりましたが、今年度に入りましてほかの橋梁の発注を行っていく中で、やはり資材の高騰ということが出てまいりまして、予定していたよりも工事費が高くなってきたと。この新市橋についても、実施設計をくくった段階では非常に工事費が大きくなってきたということがありました。ということと、あと、この河川内での工事となるということで、非出水期の間にはできるだけ工事を済ませてしまわないといけないという事情がありましたので、まずは河川内で行うべき工種を発注をして、先にやってしまうということをまず考えました。

それと、振動に関するその判断でございますけれども、そこまでの振動ではないというふうに考えていたわけでございますけれども、当初は、全体工事を発注してその中で

先に行うべき工事、今回でいうと床版の上側の工事ということになりますけれども、そういう判断もできたかと思えますけれども、先ほど申し上げましたように、川の中での工事を急ぐということでそちらを先に発注したということがございました。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 予算については、当初の予算で状況であれば全部を発注できたということの中で理解しました。ただ、振動の件については、設計者は関わらなかった。要は下部だけを発注して、上部を工事のときにどうなるかということについて判断されなかったというふうに私は受け取ったんですけども、そこについては今さらどうということはないんですけども、いろんなケースの中で設計者がこれを調査して設計されているわけなので、もうその辺りについては発注者側としてもう少し打合せをされて、何がベストだったのかなというあたりも考えて今後取り組まれるべきだと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 今回の工事につきましては、河川の工事ということにややとらわれたという部分があったと思います。そういう急ぐ理由があったということでございますけれども、今回のことを踏まえまして、効率のよい工事の発注、施工ということを今後心がけていきたいと思えます。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第53号

○議長（宮本 泰男君） 日程第3、議案第53号、公の施設に係る指定管理者の指定について（牧場公園第1ペアリフト）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、牧場公園第1ペアリフトの指定管理者に株式会社湯村温泉愛宕山観光を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、商工観光課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） それでは、議案第53号、公の施設に係る指定管理者の指定について（牧場公園第1ペアリフト）について御説明いたします。

審議資料の285ページをお願いいたします。こちらに基本協定書の案をつけておりますが、現在リフトを運行しており、継続運行が望ましいということで、株式会社湯村温泉愛宕山観光に第1ペアリフトの指定管理をお願いしたいものでございます。

2枚めくっていただきまして、288ページをお願いいたします。288ページ以降に基本協定書の文面を添付しております。第1章では総則をうたっております。288ページの第6条でございます。管理の基準でございますが、乙は、協定、条例及び関係法令等のほか、別紙2（管理業務仕様書）に従い、管理業務を実施しなければならないと規定しております。

管理業務仕様書といたしまして、298ページを御覧ください。298ページ、299ページと管理業務仕様書を添付しております。1番で、本施設の概要でございますが、名称は牧場公園第1ペアリフト、位置は新温泉町丹土1033番地、設置年月は平成7年9月、施設内容は1基、639メートルの延長でございます。

2番目に、基本的事項といたしまして、(1)観光振興と町民のレクリエーション活動を促進するために設置された公の施設であることを念頭に置いて、公平な利用を確保すること。(2)として、索道施設でございますので、利用者の安全確保に努めることを規定しております。

299ページでございますが、5番目に本施設の利用料金を規定しております。別表1のとおりとしておりまして、別表は300ページになります。300ページにつけております別表は、先日お認めいただきました設置管理条例の内容と同様のものがございます。

本文に戻りまして、289ページをお願いいたします。289ページ、上のほうですが、第8条、指定の期間でございます。本件の指定の期間につきましては3年間ということで、令和5年4月1日から令和8年3月31日までをお願いするものでございます。

続きまして、第2章でございます。本業務の範囲でございますが、第9条に業務の範囲を規定しております。管理物件の利用許可に関する業務、管理物件の利用に係る利用料の徴収に関する業務等でございます。

また、第10条には、甲が行う業務の範囲を規定しております。町が行う業務の範囲でございますが、本施設の目的外使用許可、それから、管理物件の修繕業務につきましては、町が行う業務として規定しております。詳細については14条でございますので、第3章の14条、290ページを御覧ください。

管理施設の改修等、第14条でございます。管理物件の改修、改造、増築、移設については、甲、新温泉町が自己の費用と責任において実施するものとする。2項でござい

ます。甲が加入する保険等の対象とならない管理物件の修繕について、通常の施設の維持管理、保守に伴う修繕は乙、指定管理者の負担とするが、大規模な修繕については甲と乙の協議により費用負担を決定し、実施するものでございます。

そのほか、第4章では備品等の扱い、291ページ、第5章では業務実施に係る甲の確認事項、めくっていただきまして、292ページ、第6章では指定管理料及び利用料金について規定しております。

第22条では、指定管理料の支払いについて規定をしております、当該年度の4月と10月の2回に分けて支払いをするよう規定をしております。また、第25条でございますが、利用料金の決定でございます。利用料金は、乙が条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとするとして、条例に定める料金の範囲内で変更を行う場合には町と協議を行っていただくということになります。

第7章では損害賠償及び不可抗力、第8章では指定期間の満了。

続きまして、294ページでございますが、第9章では指定期間満了以前の指定の取消し、第10章ではその他について規定をしております。

議案に戻らせていただきます。議案第53号、公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。1、公の施設の名称、牧場公園第1ペアリフト、2、指定管理者となる団体の名称、株式会社湯村温泉愛宕山観光、代表取締役、西坂修、指定の期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） リフトについては、夏の場合はゲレンデと言うかどうか分かりませんが、ゲレンデ、冬についても特にゲレンデの整備ということがとっても重要な部分になると思います。その中で、リフトの管理が今回の契約ということになるわけですが、ゲレンデを整備するかどうか、これは利用者が利用しやすいかどうか、あるいは、夏であってもそういった環境についていい環境が保てるかどうかというところにかかってくるかと考えています。その中で、一応利用料金については乙のほうで収入にできるということにはなってるわけですが、実際に利用が少ない状況の中でゲレンデを整備することについてマイナスだと考えたときに、乙の自由な判断の中で管理がされるということになると思いますけれども、それについての本町が目指すところ、要はゲレンデが良好な状態で保たれるということについての担保はどのように考えておられるかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） リフトにつきましては、当然町の施設でございますの

で、より利用を促進したいと考えております。その中で、ゲレンデにつきましては県のほうが管理をしている施設ということになりますので、町、県協議の中で良好な環境維持をお願いしていく方向でございます。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 冬季には企業のほうで、乙側が圧雪車等で雪面の整備とかをやっておられたというふうに私は認識していますけれども、そこについて、県が関わってゲレンデの整備ということを管理されていたとは私は認識してなかったんですけども、そこについて改めてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 小野牧場公園園長。

○牧場公園園長（小野 量就君） ゲレンデの圧雪等につきましては、湯村温泉愛宕山観光のほうで行っております。ただ、全体としまして、どのように公園を運営していくかっていう点に関しましては、県からも善良に管理するよという事で町が受けておりますので、その中で、県、町協力した中で愛宕山観光に指導に当たっていきたく思います。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 今の愛宕山観光の良好な関係性の中でいくと、問題なく保てるかなというふうには想定するわけですけども、ただ、契約を結んでやっていく、あるいはゲレンデの整備について、県管理の中で愛宕山観光がどれだけ協力していただけるか。これは愛宕山観光の収入にも影響するところではあると思うんですけども、採算ベースで微妙なところになったときにどうだということを含めていくと、一定レベルのルールっていうものが必要になってくるんじゃないかなと思うんですね。その辺りについて、今後一定の申合せで合意を得ておく必要があるんじゃないかなと思いますので、これとは別個に考えていただく必要があると思いますので、御検討をお願いします。

○議長（宮本 泰男君） 小野牧場公園園長。

○牧場公園園長（小野 量就君） とりわけスノーシーズン、いわゆる雪のシーズンになるかと思うんですが、これにつきましては、可能な限り、平日も含めてスキー場、スキーを楽しんでいただけるというようなところで、愛宕山観光とともに牧場公園も取り組んでいきたいと思っております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 指定管理に出す場合は基本、公募が原則なんですね。これ公募はされずに、先ほどの説明では継続運転が望ましいからというような雰囲気のお話でしたけれども、公募せずに指定管理に出して、3年後に公募をします。今できなくて3年後にできるというのは、どこがどう変わってできるのかなというこの説明をお願いいたします。

それと、リフトなんですけども、その附属設備みたいなのはどういう具合になって

ますかね。例えば機械室もそれに含まれてるんだろうと思うんですけども、例えば切符売場とかね、そういうリフトを動かすに当たって、何かそういうものはございませんか。

それと、今の同僚議員の質問の関連にはなるわけですけども、リフトだけ町のだって言われるわけですけども、リフトだけ動かしても、周りのいろんな環境が整わないとスキー場自体がうまくいかないというのは見え見えですわね。ですから、例えば愛宕山観光がゲレンデ直しますよと、そういうものじゃないと思うんですよ。だから、その辺の一体性、どのように考えておられますか。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） まず、当初の3年間、公募を経ずに愛宕山観光に指定管理をお願いするものでございますが、この当初の3年間に町といたしまして、リフトの安全対策、また利用推進対策ということで、若干の改修工事を図ってまいります。その中で公募にふさわしいというふうな状況が整いました中で、3年後、公募も含めて検討していきたいというふうに考えております。

附属設備につきましては、原課長のほうから、すみません。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） リフトの附属設備についてでございますが、切符売場等、管理室等を兼ねた建屋になります。これもリフトの附帯設備ということで、今回一緒に無償譲渡をいただいて、指定管理に値する施設ということで予定しております。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 小野牧場公園園長。

○牧場公園園長（小野 量就君） 一体性ということで御質問をいただいたわけなんですけど、リフト、それから滑るところのゲレンデ、また駐車場、また、道も含めて一体的に運営していかないことにはスキー場というのは当然成り立たないところはありますので、この辺りににつきましては、今後、指定管理をする団体とともに連携を取りまして、例えばスノーシーズン、雪のあるシーズンであれば、可能な限りスキーなりに利用できるような形に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（宮本 泰男君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） どっか何かを直して、指定管理ができるような状況になって指定管理をするというような雰囲気の話がされましたね。現時点では指定管理に出すための公募ができないような状況であり、3年後にはそれを解消して公募をするというように聞こえるんですけども、何ができなくて、どこを直したら3年後になったらできるようになるんですか。そこをはっきりとお願いいたします。

それと、次の附帯設備等の件ですけども、仕様書には全く書いてないんだけど、その辺は書かなくてもいいものでしょうかね。

それと、3問目、リフトとスキー場、ゲレンデ、その他との一体感の問題ですけども

も、これがない限りはもうはっきり言ってどうしようもないと。リフトだけ動いても、ゲレンデがないとか、駐車場が整理できてないとかいうことになっているのは全然ですからね。当然リフトは、スキー場、ゲレンデみんな一体としたものですので、初めからそういう具合に一体性を持って愛宕山観光にして周りをしてもらいますという、もう指定管理の先は愛宕山観光しかないよと、最初から言ってるんですね、それだったら。だから、どうして公募ができないのか、そのうち公募にするのか、できるのかというようなところの整理をお願いします。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） まず、現状のリフトでございますが、非常に古い設備でございます。現状、愛宕山観光の職員自身が保守等を行っている部分もございまして、現状、愛宕山観光が管理を行うことが最も施設の管理上望ましいという状況でございます。

また、現状、リフトだけの指定管理ということになりますけれども、議員がおっしゃるように、一体的に経営の効率と申しますか、利用促進を図っていく必要がある施設でございます。そういった一体性の部分も念頭に置きながら、3年後、しっかり公募ができるような形を取っていきたいというふうに考えております。

それから、附帯設備でございますけれども、すみません、別図のほうがついておりませんので、別図につきましては、改めてちょっと提出をさせていただきます。

○議員（15番 小林 俊之君） いいですよ。もういいですよ。

○議長（宮本 泰男君） 公募の件、公募の件、返ってますか。公募の関係の整理について。商工観光課長、答弁。答弁返ってません。

公募の関係の整理をしといてくれという、ですけど、答弁。

15番、小林俊之君、もう一度、公募の関係のことでちょっと質疑してください。

○議員（15番 小林 俊之君） 公募ですけれどもね、現時点では愛宕山観光の職員が保守管理もしていて、そこに指定管理を出すのが一番望ましいと。ですけれども、3年後には公募ができるような状況にしていくと。これはどういうことを意味しているのだろうかということ。それと、その愛宕山観光はゲレンデを直したり、附帯設備、例えばスキーの貸出しとかいろんなこともあり、見たり、駐車場の雪かきやそういうことを含めてやっているのであれば、愛宕山観光しか受け手がないと、一体と考えればね。だから、そういうことで本当に公募ができるのかということの整理です。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 議員おっしゃるように、現状、愛宕山観光が保守管理上、最も望ましい指定管理業者ということになります。3年後でございますけれども、リフト以外の部分につきましてもいろんな状況が考えられますので、そういったところも踏まえまして、トータルとして利益が上げられるような、あるいはコストが下げられるような、そういった形の指定管理の方法を考えてまいりたいと。例えば、ゲレンデ上

でのイベントの開催とかそういったところも含めて、リフトが単に安全な運行だけを求める指定管理ではなくて、収益を上げられるような形の可能性をつくれるような指定管理の公募の仕方を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（宮本 泰男君） 小野牧場公園園長。

○牧場公園園長（小野 量就君） 私のほうの説明で足りなかったところがあるので、ちょっと追加させていただきます。先ほどの駐車場の除雪なり道の除雪というものにつきましては、これ、新温泉町でやっておりまして、そこが愛宕山観光のほうに委ねられるというようなところはないような状況になっております。

それと、牧場公園内の施設ですので、リフトのことに关しますと、今後、修繕につきましては、この3年間の中でリフトの制御装置というものを修繕ということで今考えております。これにつきましては、ついこのシーズンにおきましてもほかのスキー場で停電になることによってリフトが止まってしまうと、そうするといわゆる人が宙づりというか、乗ったままになってしまう。ほんで、大変危険な状態になりますので、その辺りについて、停電になっても予備電力で動かせるような、そのような形の安全なところの装置、これ、必ずつけなければいけないという義務はないんですが、やはり町として運営する限りにはより安全なものというようなことで、その辺りの整備等もしていく中で3年後の指定管理というようなことで、その間にはそういうような工事というのも検討されております。

○議長（宮本 泰男君） いいですか。

○議員（15番 小林 俊之君） いいですよ。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。ありませんか。

3番、岡坂遼太君。

○議員（3番 岡坂 遼太君） 今ほどの説明の中で、町が運営していく限りはそういった制御装置のほうも直さなくてはいけないというふうなことなんですけれども、そういった制御装置等、大規模な改修が必要なものを町が請け負ってしていくと、つまり運営していく限りはっていうのは、もう既に運営が始まっているのであれば確かに必要なというふうに思うんですけれども、それが分かっているながら運営を開始したわけなので、それに対する町が運営し始めなければいけないところに関する理由をお願いします。というのと、審議資料290ページの2項の大規模な修繕について、甲と乙の協議により費用負担を決定し実施するものというふうにあるんですけれども、この負担決定については、例えば町が運営を決定した背景としては、経済波及効果として、リフトを運営していくことで町の雇用だとかそういった面で経済的なメリットがあるから、運営をやっていくべきだというふうに決定したというふうに認識しているんですけれども、すなわち経済的な町に対するメリットが少なかった。運営した結果、あまりお客さんも連れてこれなくてそこまで経済的に効果はなかったというふうになると、町のほうの負担っていうのは減っていく。業者側へ負担を求めていくというふうな、そういうふうな取決

めというか考え、整理はあるんでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） リフトについてでございますが、検討の中で、廃止、それからリフトを廃止したリフトのないスキー場か、もう一つはリフトを維持したままのスキー場の維持、3つの選択肢の中で検討を進めてまいりました。その中で、地域への経済波及、観光客の誘客の効果等を考えたときに、リフトが残った状態のリフトがあるスキー場の運営維持が望ましいというふうなところを町の観光、また地域のスキー文化、教育の部分、そういったところも含めて方向を決定してきたものでございます。

修繕につきましては、基本的には町の施設ですので、大規模な修繕については町がすべきと考えます。老朽化等に伴う部分につきましても町の責任と考えます。一方で、管理者の瑕疵等によるケース、また、修繕の長期にわたって放置するとかいろいろな責任の案分があるかと思いますので、都度、大規模な修繕につきましては、協議により費用負担を決定して実施をしてまいりたいというふうにご考えております。

○議長（宮本 泰男君） 3番、岡坂遼太君。

○議員（3番 岡坂 遼太君） ということは、瑕疵が発生するようなレベルじゃなければ、費用負担的には町のほうが全額持つというふうな考え方であるというふうに認識してよろしいでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 例えとして瑕疵の部分を申し上げましたけれども、瑕疵以外に、例えばその修繕による利益の発生仕方等、様々な条件を勘案しながら協議になっていくと考えております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

5番、米田雅代君。

○議員（5番 米田 雅代君） すみません、確認なんですけど、スキー場としてどれぐらい1年間で使われてるんでしょうか。ここ何年間っていいますか、平均でよろしいですか。

○議長（宮本 泰男君） 小野牧場公園園長。

○牧場公園園長（小野 量就君） 牧場公園のリフトにつきましては、冬以外に夏につきましても運行はしております、全体1年間で過去5年、平成29年から令和3年度までの5年の平均になりますが、97日ということで、約100日間運行しております。

○議長（宮本 泰男君） 5番、米田雅代君。

○議員（5番 米田 雅代君） ただ、リフトで収益を上げるっていうのは、やはり冬場が最大だと思います。夏場はなくてもそんなに大丈夫であろうと思われまので、冬の雪が降るか降らないかっていうことに、スキー場として使えるか使えないのかっていうことの部分が非常に大きいと思いますので、その辺のところを調べてらっしゃるんでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 小野牧場公園園長。

○牧場公園園長（小野 量就君） いわゆる雪のスノーシーズンというのと、あとサマーシーズンということで、サマーシーズンってというのが雪のないシーズンですので、4月から11月、またスノーシーズン、実際には牧場公園の場合にはもうクリスマスぐらいにはなるんですが、12月から3月をスノーシーズンとして見た場合に、利用人数ですが、令和3年の数字になりますが、サマーシーズンで、4月、11月ですね、7,586人です。スノーシーズン、12月から3月が2,472人です。夏場のほうが3倍使われてるというような状況です。

○議長（宮本 泰男君） 5番、米田雅代君、いいですか。

○議員（5番 米田 雅代君） はい、いいです。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

討論あり。

まず、本案に対し反対者の発言を許します。

15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 公の施設に係る指定管理者の指定についての反対討論を行います。

これは、牧場公園第1ペアリフトの寄附を受け指定管理に出すものです。次の3点の理由により反対をいたします。

まず、1つ目、コンプライアンスにのっとった適正な寄附採納になっていない。新温泉町寄附採納の取扱規程では、3条の3に将来多額の維持管理費を必要としないか。4条の4に施設等の維持管理を町に負担させようとするためのものではないかを判断しなければならぬとありますが、実際にどれだけなされたのか理解ができない。

次に、委員長報告にもありましたけれども、負担つき寄附にはならないと国の見解があったという報告がございました。条件付寄附であり、もしこの条件を達成できなければ寄附したものを返還していただくというようなことを言ってるのだらうと思います、国は。そうではなくて、私が思っているのは、多くの多額の将来経費がかかると。また、指定管理にしても経費がかかると。これを完全に負担だと私は見るべきです。だから、多大な将来負担があり、また、寄附と同日に指定管理も予定されている負担つきの寄附そのものであると私は思うのです。地方自治法第96条の9号に、負担つき寄附を受けるときは議会で議決しなければならないとあります。議決しない寄附の採納はできないと思いますが、いかがでしょうか。

次、2点目、指定管理の原則は公募であります。最初から公募はできないと判断されています。公募は兵庫県でも強く推奨しており、難しいのなら公募ができるように環境

を整理することが大切だと思います。

次、3つ目、指定管理料がリフトを運営するときの赤字額そのものになっているように見受けます。リフトを運営することによる周辺施設等からの収益は誰のものなのでしょう。赤字部分だけを町が負担する明らかな不合理な指定管理だと思います。指定管理者制度とは、公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理してもらう制度のことであります。いかなる理由があろうとも経営不振な事業の寄附を受け、それを公の施設として寄附をしたものに赤字部分の指定管理料をつけて指定管理に出すようなことは本末転倒であり、あってはならないことだと思います。それは指定管理者制度の悪用でしかないと理解をいたします。

よって、以上の理由から反対をいたします。議員諸兄の賛同をお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） これで討論を終わります。

これより起立採決を行います。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立多数、13名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。14時45分まで休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時44分再開

○議長（宮本 泰男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第4 議案第42号

○議長（宮本 泰男君） 日程第4、議案第42号、令和5年度新温泉町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

中村茂委員長。

○予算特別委員会委員長（中村 茂君） それでは、予算特別委員会に付託された議案についての審査結果を会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第42号、令和5年度新温泉町一般会計予算については、3月15日に予算説明

を受けた後、17日、20日、22日の委員会において審査を行いました。議長を除く15名の議員で構成する委員会でありますので、審査の過程についての報告は省略し、審査結果のみを報告いたします。

議案第42号、令和5年度新温泉町一般会計予算については、修正案が2件提出され、採決の結果、うち1件を修正可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（宮本 泰男君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑は、議長を除く15名の議員で構成された委員会でありますので、省略いたします。

中村委員長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時47分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

討論ありです。

まず、原案に対する賛成者の発言を許可します。

〔賛成討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） 次に、原案に対する反対者の発言を許可します。

〔反対討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） 次に、委員会修正案に対する賛成者の発言を許可いたします。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 修正案に対して賛成の討論をいたします。

昨日の予算特別委員会で、私たち3名が提案した現在地周辺での新築を要望する請願を受けての修正案が否決されたため、苦渋の判断ですが、賛成いたします。

修正案の提案理由には全く賛同できませんが、この修正案の内容も改修のための準備予算の削減であり、私たちの提案したものと全く同様でありますので、当局に対し再考を促し、もう一度熟考していただくために賛成するものであります。議員諸氏の御賛同をお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） ほかに討論はありませんか。

討論ありですので、まず、原案に対する賛成者の発言を許可します。

〔賛成討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） 次に、原案に対する反対者の発言を許可します。

〔反対討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

次に、委員会修正案に対する賛成者の発言を許可します。

7番、浜田直子君。

○議員（7番 浜田 直子君） 失礼いたします。修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

このたびのこの予算は、浜坂認定こども園、大庭認定こども園の改修、仮園舎の予算になっておりました。8月定例会で決まったことではありますが、それに対する町民の思い、町民の声がとても大きく、大きな反響がありました。現園舎は45年以上たっています。浜坂認定こども園に関しては、場所がいいが園舎を新しくしてほしいという声がほとんどです。これはこの町の保育にかける姿勢を示す大切な案件です。長くかかっていますが、それではこの町は進みません。この町をよくするためにも、提案者の意見とは違いますが、この修正案に賛成させていただきます。そして、一日も早くこの町が笑顔あふれる町になるよう、どうぞ皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。町民の声、町民の思いをかなえる町に、ますます子育てしやすい楽しい町になるようよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） ほかに討論はありませんか。

討論ありですね。

まず、原案に対する賛成者の発言を許可します。ありませんね。

〔賛成討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） 次に、原案に対する反対者の発言を許可します。ありませんね。

〔反対討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） 次に、委員会修正案に対する賛成者の発言を許可します。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 私は、3年以上前から現在地周辺での整備を達成できる方策について検討し、提案もしてきました。しかし、昨年8月に提案された案では、全く防災に対する配慮、あるいは子育て環境に対する配慮、本来、客観的に行政が持たなければならない行政判断が欠けた提案だと思っています。ただ、浜坂認定こども園の耐震診断をすることは今のSDGsに倣う様々な無駄をなくす、そういった意味の中では十分必要な方策だと。その中で総合的な計画は別として、耐震診断をすることには利がある、そう判断し、可決に賛同しました。その間、ずっと計画自体に反対の思いを持ち、半年が過ぎました。多くの町民から、あるいは議員各位も悶々とした思いで過ごしてきた、そう私は感じています。多くの町民がこの署名活動に動かれたのもそこに原因があった。しかも、これは大変理解しにくい判断であった。それが議会に対するある意味での不信につながった。そんなふうな印象を私は持っています。私たちはこの町をよくしたい、そんな思いで常に議場に立っています。このこども園の整備に関する設計を、この予算を通せば、二度とこの貴重な時間を取り戻すことはできません。素早く、本来であればもう正しい方向で提案がなされてるべき、それも時間がもう失われてしまっ

ました。即、方向転換をし、改めて防災に対する考え方も持ち直してもらい、子育て支援に関する認識も改めてもらい、客観的な整備に向けた検討がなされていくべきだと考えます。そういった意味の中でこの修正案に賛同いたします。どうか皆様もよろしく御判断くださいますようお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） ほかに討論はありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） これで討論を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 7 分休憩

午後 2 時 5 8 分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

本案に対する委員長の報告は、修正です。

委員会の修正案について採決いたします。

この採決は、起立により行います。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立多数、8名であります。よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決を行います。

この採決は、起立により行います。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立全員であります。よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 4 3 号 から 日程第 1 3 議案第 5 1 号

○議長（宮本 泰男君） 次に、日程第 5、議案第 4 3 号、令和 5 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第 6、議案第 4 4 号、令和 5 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 7、議案第 4 5 号、令和 5 年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について、日程第 8、議案第 4 6 号、令和 5 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について、日程第 9、議案第 4 7 号、令和 5 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について、日程第 1 0、議案第 4 8 号、令和 5 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について、日程第 1 1、議案第 4 9 号、令和 5 年度新温泉町水道事業会計予算について、日程第 1 2、議案第 5 0 号、令和 5 年度新温泉町下水

道事業会計予算について、日程第13、議案第51号、令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について、一括議題といたします。

本案について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

中村茂委員長。

○予算特別委員会委員長（中村 茂君） 予算特別委員会に付託された議案についての審査結果を会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第43号、令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算についてから、議案第51号、令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算についてまでの9会計につきましては、3月15日に予算説明を受け、22日の委員会において審査を行いました。議長を除く15名の議員で構成する委員会でありますので、審査の過程についての報告は省略し、審査結果のみを報告申し上げます。

議案第43号、令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算、議案第44号、令和5年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算、議案第45号、令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計予算、議案第46号、令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算、議案第47号、令和5年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算、議案第48号、令和5年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算、議案第49号、令和5年度新温泉町水道事業会計予算、議案第50号、令和5年度新温泉町下水道事業会計予算、議案第51号、令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算、以上9会計については、いずれも全会一致で可決すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（宮本 泰男君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑は、議長を除く15名の議員で構成された委員会でありますので、省略いたします。

中村委員長、御苦労さまでした。

これから会計ごとに討論、採決を行います。

議案第43号、令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり可決され

ました。

議案第44号、令和5年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。

これで討論は終わります。

これから令和5年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第45号、令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。

これで討論は終わります。

これから令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第46号、令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第47号、令和5年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について、これか

ら討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから令和5年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第48号、令和5年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから令和5年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第49号、令和5年度新温泉町水道事業会計予算について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから令和5年度新温泉町水道事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第50号、令和5年度新温泉町下水道事業会計予算について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから令和5年度新温泉町下水道事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第51号、令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 請願第1号

○議長（宮本 泰男君） 日程第14、請願第1号、新温泉町立浜坂認定こども園の早期新築整備を望む請願書についてを議題といたします。

請願に対する委員会の審査報告を求めます。

浜田委員長。

○民生教育常任委員会委員長（浜田 直子君） 失礼します。請願審査報告をさせていただきます。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、新温泉町議会会議規則第93条の規定により報告いたします。

審査事件。請願第1号、新温泉町立浜坂認定こども園の早期新築整備を望む請願書。令和5年3月1日、民生教育常任委員会に付託されました。請願者、新温泉町浜坂1581、松本公次ほか3,660名。

審査の結果。令和5年第122回新温泉町議会定例会1日目の本会議において本委員会に付託された事件である。その後、会期中における審査事件として、令和5年3月7日開催の委員会において審査を行いました。

委員会における審査経過です。本件は、浜坂認定こども園の園舎改修は仮園舎の設置を伴わない現在地での新築によるほうが早期に着工、活用できるとする請願である。委

員会において本件の取扱いについて意見を聞いたところ、安全性の部分の指摘及び仮園舎の園児に対する影響についてなどの意見が出されました。また、建物自体の老朽化が激しく、屋根が飛ぶなどの危険な状況であることや、調理室、トイレなどの設備においても老朽化が進んでおりますし、また、設計上も困った設計、現在の利用に合っていない状況であることなども言われました。ということで、本件については採択したいという意見がありました。短期間で保護者を含む3,000人以上の方々の署名が集まった。議員は住民の代表なので、住民の願いを聞き早期に整備するためには新築が望ましいため採択としたいとの意見もあった。また、署名簿の文章が異なるものもあり不適切であるため、本件については不採択としたいとの意見も出されました。

審査結果。採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

○議長（宮本 泰男君） これで委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑がありましたらお願いします。質疑はありませんか。ありませんね。

〔質疑なし〕

○議長（宮本 泰男君） 委員長、ありがとうございました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

討論ありです。

まず、本請願に対し賛成者の発言を許可します。

7番、浜田直子君。

○議員（7番 浜田 直子君） このたびの請願の賛成への立場で討論させていただきま

す。
この請願書は約4,000名もの方々が署名してくださっています。4,000名、新温泉町の3分の1から4分の1にも匹敵する人数の方々です。それも全戸に配布したわけではありません。多くの保護者、たくさんの方々の思いが伝わり、このように大きな輪ができたと思います。早く子供たちのためにより園舎を新築で造ってあげて。何年待たせているのという熱い思い、もどかしさが表れたのだと思います。この町民の方々の思いを、この大きな思いを、私たちは無視するわけにもないがしろにするわけにもいきません。この町民の声を大切にすることこそが私たちの役目ではないのでしょうか。多くの町民の方々は現在地反対の危険だからという声を、何年も、ただそれだけの理由は何度も聞いています。

その現在地反対の声を聞いた上で、一番の主役である利用者である子供たちの保護者は、安全性については行政、国、県、園も対応してくれていると感じています。現在地でいいです。現在地がいいから、早く新しい園舎を改修ではなく、新築で建ててくださいということを言って、声を上げています。利用者の声を一番に聞くのは当然のことと思います。多くの方々の願いが、8月の改修案後に出て、どんどん大きくなりました。その現在地で新築をとという新温泉町の行政、議会へ、この声を聞いてほしい、この思い

を届けたいということで、地域の方たちと共に浜認定こども園保護者会の役員が集まり、全員一致で署名を集めることになりました。

この活動は、保護者会はもとより、多くの方々の賛同を受け広がりました。もともと新築を楽しみにしていた多くの方々、保護者の期待もむなしく、このように何年も延びてしまっています。その間に社会情勢は大きく変わり、今現在は1歳児からの保育の受入れですが、それですと2歳前まで入園できません。その間、お母さんたちは働きたくても働きにくい状況になっています。そのため、できれば0歳児保育、もしくはもっと小さな2か月、半年ぐらいからでも働きたい、働かないと思っている、保育を希望されている方も増えています。

○議長（宮本 泰男君） 簡潔にお願いします。

○議員（7番 浜田 直子君） 新温泉町でも、実際0歳から働きたいという方も増え、仕方なく町外へ出られたという声もお聞きしています。今から一番早く、一番子供たちが喜ぶのは、改修でもほかの場所を探すのでもなく現在地新築です。子供たちの喜ぶ、保護者も、地域も、保育を愛情と責任を持ってくださるこども園の先生方、職員の方たちのみんなが期待しているのは、ますます子育てしやすい楽しい町とするための新築です。新しい、楽しい、夢の広がる工夫いっぱいの園舎で笑顔が増えれば、この町は今よりもっと明るく楽しくなると思います。自然も豊か、食べ物もおいしくて、人情も厚い……。

○議長（宮本 泰男君） 簡潔にお願いします。

○議員（7番 浜田 直子君） この町のアピールポイントはたくさんあります。若い人たちが気持ちよく、楽しく暮らせる町にするためには、先進的に子育て環境はよくなっています。お母さんたちも喜んでくださっている現状があります。あと、こども園がよくなれば、もっともっと注目される可能性はあります。減るから減らす政策ではなく、何十年も先を見据えた前向きに笑顔が増える、夢の持てる、夢の広がる町にするためにも、一番の主演である子供たちとこの大きな保護者の町民の声を聞き、新築となれば、子育て支援センター、防災時の避難所、また近くをどんどん開拓していく文教エリアなど、夢が広がります。子供たちの未来をますます輝くように、決して町民の声を無視したり、町民を落胆させることのないよう、町民の声を大切にする、末永く笑顔のあふれる子供たちの喜ぶ町にするためにも、この請願を何とぞ御採択していただきますよう、皆様よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 次に、本請願に対し反対者の発言を許可します。

〔反対討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） 本請願に対する賛成者の発言を許可します。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 請願書採択の賛成討論を行います。

この請願は、昨年8月の臨時会で、耐震改修という議決結果に失望された浜坂認定こ

ども園保護者会の役員の方、地元有志の方が中心となり、何とか現在地周辺に新園舎をと署名活動を始められました。当初の署名用紙には、現在地での耐震改修から現在地での新築という発起人の方々の共通認識の中で、現在地周辺は当たり前という考え方の下、その文言が入っておりませんでした。その後、署名活動を始められた中で、どこに新築なんだという指摘があり、すぐに署名用紙を回収し、新たに現在地周辺という文言の入った署名用紙を署名活動される方々に配布されたそうですが、そのまま署名活動をされた方もおられ、現在地周辺という文言が抜けた署名用紙も若干存在することになりました。しかし、それらは議長判断で無効と判断されておりますので、3,660名の中には入っておりません。したがって、信憑性に疑問ということには当たらないと思います。また、署名活動の際、保護者会の一部役員の方に対し、署名活動を控えるような圧力が加えられたと聞き及んでおります。地方公共団体の機関へ提出するための署名を集める署名活動は、表現の自由の保障を受ける表現活動であり、また地方公共団体の機関への署名の提出は、憲法16条が保障する請願権の行使であります。署名活動された方々は、圧力に恐れながらも、一方では屈せず、3,660名の町内外の署名を短期間で集められたのであります。そのうち3,000名以上が町内在住の方の署名であります。町会議員は町民の代表者であります。どうか今後の町の将来を担う方々の声を聞き入れ、この請願を採択いただけるよう、議員諸氏の賢明なる判断を望むものであります。

○議長（宮本 泰男君） 次に、本請願に対し反対者の発言を許可します。

〔反対討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） ほかに討論はありませんか。

討論あり。

まず、本請願に対し賛成者の発言を許可します。

9番、重本静男君。

○議員（9番 重本 静男君） 浜坂認定こども園の請願書を採択すべきという立場で討論をさせていただきます。

令和4年12月1日付で、浜坂認定こども園の早期の新築整備について、保護者会長名で保護者の皆さんにお願い文書が配布され、西村町長、西村教育長には要望書として、議会には宮本議長に請願書として署名活動が行われました。8月8日の議会臨時会で耐震の改修工事の変更を受けて、周りの保護者から新築を強く希望するたくさんの方々の声を聞き、保護者会本部役員会で協議して署名活動が始まったと聞きます。園児のコロナ感染もあり、回収締切りが少し延びたようではありますが、12月23日に要望書と3,183名の署名が提出され、その後追加があり、4,000名を超えたと聞きます。そして、年明けの1月23日に、宮本議長宛てに請願書と3,833名の署名が提出され、議会事務局内で精査の結果、173名減らして3,660名の署名のようであります。一部の方々の信憑性に疑問は払拭されていると思います。短期間にこれだけ多くの署名が集まったのは、住民の関心や要望の強さが表れた結果であり、整備方針に住民の思いをしっかりと反

映してほしいとコメントしております。この気持ちを議員各位に酌み取ってほしいと思います。また、署名活動中に妨害や嫌がらせがあり、心折れる気持ちになった思いを伝えるため、力を込め精力的に回って集めたと聞いております。浸水想定区域内に建設すべきではないと言いますが、水害対策では、味原川河川改修工事は県の事業で、平成4年から平成27年にかけて、上流から河口まで総延長1,620メートルを事業費約51億円で改修されております。先日、新温泉土木事務所でその概要の資料を頂いてきました。これらの安全対策は周辺住民の命と暮らしを守るためのものです。その中に現在の浜坂認定こども園があり、子供たちの命もしっかり守られています。近くに在住している人の助言は、信頼性は高いと思っております。浜坂自治区に防災マップが各戸に配布されており、災害の種類、規模によっては避難の方法が違うことがあるが、指示に従ってくださいというような文言の入ったマップを見させてもらっております。少し古い話ですが……。

○議長（宮本 泰男君） 簡潔にお願いします。

○議員（9番 重本 静男君） はい。令和3年4月に、浜坂認定こども園を考える懇談会に参加者の方から、浜坂認定こども園とその周辺地域の現状が理解でき、安全性について納得できた、また、自然災害や事故に見舞われても不思議ではない世の中になりました、浸水だけではありません、避難ができる時間がある、それが命を守る対策の中で一番重要なポイントとなります。そのために避難訓練が繰り返し実施されている、そういつつづられております。私もそのとおりでと思います。浜坂認定こども園の保護者会の方と地域住民の請願は採択すべきと思います。議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本 泰男君） 次に、本請願に対し反対者の発言を許可します。

〔反対討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。これで討論を終わります。

これから、新温泉町立浜坂認定こども園の早期新築整備を望む請願書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

この請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立少数、5名であります。よって、この請願は、不採択とすることに決定しました。（「議長」と呼ぶ者あり）

15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 動議です。発議第3号、浜坂地域の町立認定こども園の

整備に対する決議を賛成議員4名と提出をいたします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（宮本 泰男君） ただいま小林俊之君から、発議第3号、浜坂地域の町立認定こども園の整備に対する決議についての動議が提出されました。この動議は1名以上の賛成者がありますので成立しました。

暫時休憩いたします。15時55分まで休憩いたします。

午後3時37分休憩

午後3時53分再開

○議長（宮本 泰男君） 休憩を閉じて、再開いたします。

追加日程第1 発議第3号

○議長（宮本 泰男君） 発議第3号、浜坂地域の町立認定こども園の整備に対する決議についての動議を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第3号、浜坂地域の町立認定こども園の整備に対する決議についてを議題といたします。

提出者に決議の趣旨説明をお願いします。

15番、小林俊之君。登壇をお願いします。

○議員（15番 小林 俊之君） 発議第3号、浜坂地域の町立認定こども園の整備に対する決議について。

浜坂地域の町立認定こども園の整備に対する決議を新温泉町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出をいたします。

新温泉町議会議長、宮本泰男様。提出者は私、小林俊之。賛成者、新温泉町議会議員、岡坂遼太議員。同じく米田雅代議員。同じく河越忠志議員。同じく岩本修作議員であります。

では、朗読をいたします。

浜坂地域の町立認定こども園の整備に対する決議。人口減少及び少子化が急激に進む新温泉町において、子育て環境の充実、とりわけ安心安全で充実した保育サービスの提供を実現する浜坂地域の町立認定こども園の整備は喫緊の重要課題である。保護者の多様な保育、教育ニーズに対応するためのこども園整備や、持続可能な行財政運営のためには、統合を含めた浜坂地域の町立認定こども園の在り方についての検討なくしては進められない。認定こども園に求められるのは子供の安全であり、保護者が安心して預けられるよりよい保育、教育環境である。最優先すべきは子供とその保護者である。今日

まで度重なる議会議決は、住民の福祉を考え、住民の立場に立って判断した結果であり、町の意思決定にはかならない。議会も一日も早い浜坂地域の町立認定こども園の整備を望んでいる。ついては、浜坂地域の町立認定こども園整備の事業計画策定、事業執行に当たっては、本町の役割と責任、とりわけ子供の安全を第一に考え、可及的速やかに事業を推進するため、下記の事項の実現に努めることを強く求める。

記。1、浜坂地域の町立認定こども園の在り方を早急に再検討し、方向性を示すこと。

2、浜坂地域の町立認定こども園建て替え候補地選定においては、子供の安全を最優先に考えること。

3、保護者が子供を安心して預けられ、安心して就労できる保育環境を整えること。

4、浜坂地域の町立認定こども園整備に関する事業計画においては、適正な規模とし、年次の事業費を示すこと。

5、浜坂地域の町立認定こども園整備を一日も早く進めること。

以上、決議する。令和5年3月23日、兵庫県美方郡新温泉町議会。

以上でございます。

○議長（宮本 泰男君） 提出者の説明は終わりました。

提出者に対する質疑がありましたらお願いします。

2番、西村龍平君。

○議員（2番 西村 龍平君） こちらの2の項目に、子供の安全を最優先に考えることということでもありますけども、現在地周辺の認識判断はどういった判断をされていますでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 現在地周辺に関しましては、かなり以前からその議論が積み重なってきておりまして、ハザードマップにも載っておるし、いわゆるイエローゾーンであるという判断をしております。ですから、この2番の子供の安全を最優先に考えること、候補地選定においては現在地周辺は含んでいません。

○議長（宮本 泰男君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 何点かお尋ねいたします。前にこのような、同じような内容のやつを1回見たような感じがするんですけども、私のうろ覚えですから。こういった中で、候補地選定、前から皆さんに聞いても、当局は候補地を出すべきだと、そう言い張るんですけども、それこそ提出者としてどこならば安全だと、そういう予定地がないのでしょうか。堂々巡りをしてるような感じがするんですけどね。

それから、4番で、これは、いわゆる浜坂地域の認定こども園、地域の、これについては、もう1か所がいいと、そういう考え方を示唆したものなのでしょうか。この2点、ちょっと教えてください。

○議長（宮本 泰男君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 候補地に、どっか私に提案でもせよというような……。

- 議員（14番 中井 次郎君） ちょっと聞こえないんですわ。すみませんけど。
- 議員（15番 小林 俊之君） そうですか。候補地選定に、どっかいところがあれば、私から言えよというように聞こえたんですけれども、それでよろしいでしょうか。
- 議員（14番 中井 次郎君） そのとおりです。
- 議員（15番 小林 俊之君） はい。候補地選定は明らかに執行権のものであり、私が言うべきものではありません。前にも何回も言っておりますように、私が言うべきものではありません。ただ、現在地周辺は危険のためよろしくないというだけでございます。
- 次に、4番の適正規模として云々という部分は、1番とも兼ね合いますけれども、少子高齢化が進んで子供の数が減ってきています。統廃合を考えたらどうかという意見もいろいろ出ています。そういうことも含めて、トータル的に新温泉町の保育行政に関する方向性を示せという意味でございます。よろしいでしょうか。
- 議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。
- 6番、森田善幸君。
- 議員（6番 森田 善幸君） 本文中の7行目からですね、認定こども園に求められるのは、子供の安全であり、保護者が安心して預けられるよりよい保育、教育環境である。最優先すべきは子供とその保護者であると。全く同感であります。そういった中で、なぜ先ほどの請願ですね、保護者の願いなんです。それに賛意を示されなかったか、また反対であれば、反対討論をされなかったか、お尋ねします。
- 議長（宮本 泰男君） 答弁。
- 15番、小林俊之君。
- 議員（15番 小林 俊之君） 最優先は子供の安全であり、保護者が安心して預けられるよりよい保育、教育環境であります。最優先すべきは子供とその保護者であります。そのとおりであります。現在地、どうでしたっけ、もう一度お願いします。
- 議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。
- 議員（6番 森田 善幸君） そういった中で、保護者の大半の方が請願されとるわけで、それをなぜ賛成されなかったか、そして、なぜ反論があれば反対討論されなかったかということでもあります。
- 議長（宮本 泰男君） 答弁。
- 15番、小林俊之君。
- 議員（15番 小林 俊之君） よろしいですか。それは、先ほどの質問、2番議員の質問にありましたように、現在地周辺は、私としてみては危険地域に属しているんです。だから、ハザードマップにも載っておりますし、避難を考えなければならない地域、そうではなくて、もしものことがあれば避難所として活用できるような場所でなければならないという思いがありますので、現在地周辺が入った請願書は賛成するわけにはいきません。
- そして、もう一つ、どうして反対討論されなかったかといいますと、もうかなり何度

も何度もそのことを繰り返して言っていますので、まあまあいいじゃないかなという気持ちにはあります。あえて殊さら物事を大きく騒動にするような気はありません。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） それと、保護者の多様な保育、教育ニーズに対応するとありますが、それと避難所にするっていうことは、若干矛盾があるのではないかと。といいますのが、もし避難所になると、ちょっと保育業務というのができなくなるのではないかと、そういうふうにするのですが、その辺りの見解はいかがですか。

それと、あと統合も含めたというような形、書いておられますが、当然人口が少なくなればそういったことも考えないといけません。学校教育とはまた保育というものは異なって、かなり少人数でもこども園、保育園というものは存在すべきものであり、大規模になればなるほど安全面がなかなか目が行き届かなくなると。例の送迎バスの件ですが、そういった、熱中症で気づかれないまま亡くなるといったような事案も起こる可能性が、規模が大きくなればなるほど増えてくると思います。そういったいろんな安全というものを、本当に水害だけではなくにいろんな危険性というものがあるって、そういったものを総合的に考慮すべきと思いますが、例えば統合した場合と2園存続した場合、いろんなリスクに対して2園あるほうが、そのリスクに対して対応できると思います。例えば、昨今の感染症とか、そういった問題についても、1園しかなければ、そこで感染症が出たら全部の方が閉鎖になって保育ができなくなるというようなこともありますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 答弁。

15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 認定こども園の在り方を早急に再検討し、方向性を示すことに含まれておまして、これは私が言うことではなくて、当局、教育委員会がすべきことだと思っております。何か抜けてたかな。

○議長（宮本 泰男君） 7番、浜田直子君。

○議員（7番 浜田 直子君） 文章の中段辺りです。認定こども園に求められるのは、子供の安全であり、保護者が安心して預けられるよりよい保育、教育環境である。優先すべきは子供とその保護者である、全くおっしゃっているとおりなのは分かりますが、この子供と保護者、その意思は先ほどの請願に表れています。その意思からその請願を聞かずにこうおっしゃるのは、町民の意思からかけ離れてるのではないのでしょうか。そのような一方的な思いで決めていただくのは、保護者や子供たちにとってちょっと困るのではないかと思います。やはり保護者と子供の思いをしっかりと受け止めてください。私たちの町なんです。子供のことを一生懸命考えてください。

○議長（宮本 泰男君） 質問してください。

○議員（7番 浜田 直子君） 質問、はい。違うと思いますが、どうですか。

○議長（宮本 泰男君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） ここに書いてあるとおりのことでもあります。先ほどの請願書に賛成しなかった理由は、現在地周辺が入っているからです。一番の安全性がそこにあると私は思っています。

○議長（宮本 泰男君） 7番、浜田直子君。

○議員（7番 浜田 直子君） その保護者がそこがいいって言うておられるんです。それについてはどうお考えですか。

○議長（宮本 泰男君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 私は、保護者の皆さんの意見を全て聞いたわけでもありませんが、私の知っている限りでは、そこがいいという方ばかりではありません。早く新しい場所に造ってほしいという方もおられるのは現実です。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

9番、重本静男君。

○議員（9番 重本 静男君） この文章を見させていただくと、本当にいいことは書いてあるんですけど、本当に、先ほども出ました、どこに、じゃあそこに建てたらいいんかというようなことでお聞きしたいんですけど、それまでに、私、よく先輩議員から、分からなかったら議員必携を読みなさいというようなことをよく言われます。そこで、議員の心構えというところの3番に、批判するには対案をもってせよ。議会は住民を代表して重要な事件を審議し、決定し、行政を批判、監視する機関である。したがって、批判や攻撃は必ずこれに代わるべき対案を持っていなければならない。要は、執行機関の案が悪ければ、それに対する実効性のある具体案を持たなければならないとあります。よって、今、出された方の中に、現在地が駄目であればどこか、そういった対案はあるか、そこら辺りをやっぱり示していただきたいと思えますけど、いかがでしょう。

○議長（宮本 泰男君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） えっと、対案と何でしたっけ、あっ、議員必携ね。議会のこれはそこに書いてあるとおりです。一番重いのは行政を監視しながら批判をすることが主に大きな役割だと私は思っています。

それと、対案対案って言われますけれども、現在地は危険だからよくないというのが対案です。そのほかの場所を指定することが対案ではないと私は思っています。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 9番、重本静男君。

○議員（9番 重本 静男君） 当局も、これまで数にしたらやっぱり二十数か所提案されてきたと思います。それを検討委員会であるとか、庁舎内の会議であるとかというようなことで絞って絞って3つにしたり、2つにしたりというようなことで提案されたわけなんですけど、本当に今まで絞って絞ってきた以外に、じゃあどこがいいかという、やっぱりそれを示していただかないと、本当に前に進まないんじゃないかなと思っております。再度、答弁ください。

○議長（宮本 泰男君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 何度も言いますが、場所をここがいいとか、この地域がいいとかいう代案を出すべきところに議会、議員はございません。それは執行権の範囲です。だから、当局、執行権で町長が提案するべきものであります。

それと、もう一つ、何だったっけ。

○議員（9番 重本 静男君） もういいです。

○議員（15番 小林 俊之君） もういいですか。

○議員（9番 重本 静男君） はい。

○議員（15番 小林 俊之君） 何か言おうと思ったんだけどな。よろしいでしょうか。もう一つ。

○議長（宮本 泰男君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） いろいろな機関や検討会や、当局も含めて多くのステップを踏んで場所を選定されてこられたと言われましたね。ここに、現在地がいいということ。これを当局が発表された。確かにそういうステップを踏まれてきたのは分かりますが、一番の、私が言うのも大変はばったいいい方で言いにくいわけですが、最終判断をするのは議会にあります。そのことを理解してほしいと私は思います。その責任を負って、議会、議場があり、議員それぞれがあると私は思っています。以上です。

○議長（宮本 泰男君） そのほか。

○議員（9番 重本 静男君） もう一度いいですか。

○議長（宮本 泰男君） 3問目。

9番、重本静男君。

○議員（9番 重本 静男君） 今、答弁がありましたけど、やっぱり執行部の案が悪ければ、やっぱりそれに対する、ただ駄目だというんじゃなくて、その対案を、どこにしたらというか、なかなか出んでしょうけど、数か所でも出すわけにはいきませんか。

○議長（宮本 泰男君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） なかなか議論がかみ合わないようではありますけど、場所を提示するのは執行権の範囲であり、当局がすべきことであり、議会議員がすべきことではありません。以上です。（発言する者あり）

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ないようですので、質疑は終了いたします。

○議員（15番 小林 俊之君） では、賢明な議員諸兄の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

採決は起立によって行います。

本件を別紙のとおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立 10 名であります。よって、本件を決議することに決定しました。

日程第 15 請願第 3 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 15、請願第 3 号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願書についてを議題といたします。

請願に対する委員会の審査報告を求めます。

竹内委員長。

○総務産建常任委員会委員長（竹内敬一郎君） 請願審査の報告をいたします。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、新温泉町議会会議規則第 93 条の規定により報告いたします。

審査事件、請願第 3 号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願書。令和 5 年 3 月 1 日、総務産建常任委員会に付託されました。請願者、兵庫県豊岡市日高町野々庄 900-1、但馬労働組合総連合議長、綿中義人。

審査の結果を報告いたします。令和 5 年第 122 回新温泉町議会定例会 1 日目の本会議において、本委員会に付託された事件であります。その後、会期中における審査事件として、令和 5 年 3 月 6 日開催の委員会において審査を行いました。本件は、国に対して最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書を提出することを要請されたものであります。請願の趣旨は最低賃金を引き上げるものであります。最も高い東京は時給 1,072 円、兵庫県は 960 円で 112 円もの格差があります。最低賃金の地域格差をなくして、全国一律に 1,500 円以上の大幅な引上げを求めています。委員会において、委員は請願の趣旨内容を十分に熟読しており、直ちに審査を行いました。審査に時間をかけなかった理由は、最低賃金の引上げが 1,500 円以上を求めているものであり、現在の日本の最低賃金とかけ離れており、社会情勢を考えれば要請が受け入れられるとは到底考えられないからであります。審査の結果は不採択とすべきものと決定しました。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。委員長ありがとうございました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

討論ありです。

まず、本請願に対し賛成者の発言を許可します。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） それでは、請願第3号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める立場で討論に参加をいたします。

3月20日付の地元紙に、県内中小7割超が賃上げ、物価高に対応、人材確保を重視と。価格転嫁できなくてもベアとの記事が掲載をされました。大企業に比べて、中小企業では賃上げしたくてもその資金がないのが実情であります。その中小企業の資金を、税金を使って支援するというのが今回の請願の趣旨であります。最低賃金1,500円、1時間、はワーキングプア、いわゆる貧困層、200万円を上回る、このワーキングプアを解消する金額であります。決して高い賃金ではございません。

次に、全国一律最低賃金制度は、全国どこでも生活費の必要額に上下はなく、全ての企業で一律の賃上げを法律に基づいて行うことになるわけであります。このことが大事だと考えています。最低賃金の引上げ、経営が継続できるように中小企業への支援策を最大限拡充し、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現することを求めたいと考えているところであります。日本においては9割の企業が中小企業であります。そこで全国の7割の労働者が働いておられます。ここに税金を投入することによって、お金が1か所にとどまるのではなくて、全国的に社会に回ることとなります。これらの施策は日本だけではありません。アメリカでもフランスでもこういうことをやって景気回復を図っているところであります。これらの施策を実行することで、景気回復と生活の安定が図れると考えるものであります。

以上、討論といたします。ぜひ採択をお願い申し上げます。

○議長（宮本 泰男君） 次に、本請願に対し反対者の発言を許可します。

〔反対討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。これで討論を終わります。

これから、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。この請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 賛成少数3名であります。よって、この請願は不採択とすることに決定しました。

日程第16 意見書案第1号

○議長（宮本 泰男君） 日程第16、意見書案第1号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。

本件に対する提出者の趣旨説明を求めます。

4番、澤田俊之君。

○議員（4番 澤田 俊之君） 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について。

別紙、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書を、新温泉町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和5年3月23日提出。新温泉町議会議長、宮本泰男様。提出者は私、澤田俊之。賛成者、新温泉町議会議員、中村茂議員。同じく、中井次郎議員であります。

では、意見書（案）を朗読させていただきます。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）。森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減や自然災害の防止等を図るため、森林整備等に必要となる地方財政を安定的に確保する観点から創設され、2019年度より地方自治体への譲与が開始されている。譲与基準としては、総額の10分の5を私有林人工林面積、10分の2を林業従事者数、10分の3を人口で案分して譲与するとされており、その結果、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が突出して多い大都市に対する配分額が過度に高くなる仕組みとなっているとともに、森林面積が少ない自治体ほど基金への積立てが多い傾向が見受けられる。一方、山間部の市町では、必要な森林整備を実施するためには予定されている以上の財源が必要であるとの声が多い状況である。よって、国におかれては、森林環境譲与税の創設経緯や目的に鑑み、森林環境譲与税が森林整備等に一層活用されるよう対象を民有林としたり、森林が多い山間部の市町村に森林環境譲与税の配分を抜本的に強化したりするなど、自治体の円滑な事業推進のために譲与基準の在り方について検討すること、加えて、国の一般会計における林業予算を拡充することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和5年3月23日、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、内閣官房長官様、総務大臣様、財務大臣様、農林水産大臣様。新温泉町議会議長、宮本泰男。

以上で説明を終わります。

○議長（宮本 泰男君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。提出者は議席へ戻ってください。

質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

別紙意見書案を原案のとおり決定し、国会及び政府関係機関に提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することにし、別紙意見書を国会及び政府関係機関に提出することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま採択されました意見書第1号について、字句等の整理を要する場合は議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、字句等の整理を要する場合は、議長において処置することに決定しました。

日程第17 議員派遣について

○議長（宮本 泰男君） 日程第17、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣につきましては、お手元に配付しました2件に派遣することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第18 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○議長（宮本 泰男君） 日程第18、委員会の閉会中における所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各委員会及び議会運営委員会から、別紙のとおり閉会中における所管事務調査の申出が提出されておりますので、これを承認したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午後4時33分休憩

午後4時45分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたします。

今期定例会は、去る3月1日の開会以来、本日まで……。ごめんなさい、目が潤んでおります。23日間にわたり、令和5年度当初予算、条例改正など、重要な案件について審議してまいりました。議員各位の極めて熱心な御審議によりそれぞれ適切妥当な結論が得られたものであり、その御精励に深く敬意を表します。

特に今回提案されました令和5年度当初予算につきましては、予算特別委員会を設置し、連日長時間にわたり慎重な審査をいただきました。この間、中村委員長は委員会運営に御尽力いただき、厚く御礼を申し上げる次第であります。また、町長をはじめ執行部の皆さんには、誠意を尽くした説明をいただきました。審議の過程での意見及び提言を十分に尊重され、今後の町政運営に反映されますよう望むものであります。

結びに、議員各位並びに町当局におかれましては、町政進展のため御努力を賜りますよう御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 3月定例会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、私どもの提案させていただきました議案に対しまして、長期間にわたり慎重なる御審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、御審議の過程において賜りました各議員の御意見、御提言等につきましては、十分留意しながら町政運営に取り組んでまいりたいと存じます。

新年度を目前に控えまして、議員各位におかれましては公私ともに何かとお忙しい時期かと存じます。引き続き、新温泉町の発展のため、ますますの御活躍、御祈念を申し上げます、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（宮本 泰男君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、第122回新温泉町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後4時50分閉会
